平成２６年（フ）第７８２８号
埼玉県越谷市南越谷１丁目３―18
債務者　向山　敬子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　健志
4　破産債権の届出期間　平成26年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８４８号
東京都杉並区井草３丁目32―２―302
債務者　安保　正則
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　筒井　佳子
4　破産債権の届出期間　平成26年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８５５号
神奈川県横浜市港北区新羽町2578―３―102
債務者　内野　彰三
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高井伸太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８９２号
東京都練馬区大泉町５丁目15―１　カーサ・ステラ２―Ｃ
債務者　坂井　美和
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬戸　和宏
4　破産債権の届出期間　平成26年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月２日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４１号
神戸市北区花山東町１番８―204号、従前の住所神戸市北区小倉台２丁目15番地の11
債務者　鍵谷　哲弘
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅利　慶太
4　破産債権の届出期間　平成26年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２６年（フ）第２１号
長崎県雲仙市小浜町雲仙123番地
債務者　株式会社雲仙観光高原ホテル
代表者代表清算人　七條　　健
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２２９２号
大阪市住之江区東加賀屋２丁目８番25号　マンションアストリア203号、前住所大阪市住之江区北加賀屋３丁目５番50号
債務者　下野　榮子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８９０号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　遠藤　照久
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９３０号
大阪市西成区松１丁目２番25―213号
債務者　竹本　　昇
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１４１号
大阪市鶴見区安田４丁目４番17号
債務者　野澤　孝子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２０４号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目２番１―502号
債務者　秦　　俊克
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２２５号
大阪府吹田市吹東町36番１―602号
債務者　平川　陽子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２８２号
大阪府高槻市深沢本町12番34号
債務者　新谷　美紀
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３４０号
大阪市平野区喜連西３丁目19番３―404号、前住所大阪市東住吉区中野４丁目16番14―302号
債務者　井上　一也
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３８２号
大阪市平野区長吉出戸１丁目５番10―203号
債務者　大島　佳子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４１３号
大阪府八尾市神宮寺５丁目43番地の８
債務者　中木　　宰
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部